

短期大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する意見対応表

: 短期大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する各団体等からの意見
 : 大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する各団体等からの意見

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応
はじめに	<p>本大綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する、短期大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「短期大学機関別認証評価」という。）について、その基本的な内容等を示したものです。</p> <p>国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、政令で定める期間（7年以内）ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第69条の3及び学校教育法施行令第40条）</p> <p>各短期大学は、複数の認証評価機関の中から、評価を受ける機関を選択することとなりますが、本機構においても、国・公・私立短期大学に対して、学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障し、その教育研究水準の向上に資することを目的として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項の業務規定に基づき、短期大学機関別認証評価を実施するものです。</p> <p>本大綱には、短期大学機関別認証評価における基本的方針及び評価の実施に関する基本的な内容について記載しています。評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「短期大学評価基準」の規定に基づいて実施いたします。この他に、評価の詳細な手順等を示すものとして、各短期大学が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成することとしています。</p> <p>機構の行う評価は「<u>大学等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する</u>」ためにことを目的として行うものです。</p> <p>本評価の実施に当たっても、このことに配慮し、評価の経験を活かすとともに、評価を行った短期大学の意見を踏まえた上で、常に、より良い短期大学評価のシステムを求め、開放的で進化する短期大学評価となるよう努めてまいります。</p>	<p>評価の目的は、「大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」（下線は公立大学協会による、以下同じ）ことの2つにあると、「大綱」本文の冒頭（1ページ）に明記している。「大綱」の「はじめに」においては「教育研究水準の向上に資することを目的とし…」とあり、「維持」が欠落しているとともに「個性的で多様な発展」が挙げられていない。本文が優先すると考えるが、その通りで宜しいか。（公大協）</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>意見の趣旨を踏まえて、文言の修正を行った。</p>

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応
評価の目的	<p>独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、国・公・私立短期大学からの求めに応じて行う短期大学の教育研究等の総合的な状況に関する評価（以下「機関別認証評価」という。）は、我が国の短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。</p> <p>短期大学機関別認証評価に関して、機構が定める短期大学評価基準（以下「短期大学評価基準」という。）に基づいて、短期大学を定期的に評価することにより、短期大学の教育研究活動等の質を保證すること。</p> <p>評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること。</p> <p>短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として短期大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。</p>		字句の修正を行った。
評価の基本的な方針	<p>上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。</p> <p>（１）短期大学評価基準に基づく評価 この評価においては、機構の設定する短期大学評価基準に基づき、各短期大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施し行います。</p> <p>（２）教育活動の状況を中心とした評価 この評価においては、全ての国・公・私立短期大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動の状況を中心として短期大学の総合的な状況のを評価を実施します。</p> <p>なお、短期大学の希望に応じて、正規課程以外の教育サービスの状況や研究目的の達成状況などについても、評価を実施します。</p> <p>（３）各短期大学の個性の伸長に資する評価 この評価は、短期大学評価基準に基づいて実施し行われますが、その判断に当たっては、短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各短期大学が有する「目的」を踏まえて実施し行います。このため、基準の設定においても、各短期大学の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、短期大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。</p>	<p>p1の（１）の「・・・は、機構の設定する短期大学評価基準に基づき・・・評価を行います。」とあるが、小規模な公立短期大学にとっては、教職員数からみて、内容の数が多すぎて対応できないのではないかと。もっと重点化・簡素化が必要であるように思われる。どこをどのように重点化、簡素化することになるのか。 （公短協）</p> <p>近年の各種基準が改定され、かつてからやや不分明であった四年制大学の学部教育と短期大学の教育目的・内容の性格の違いがますます希薄化しつつある中で（特に準学士や専攻科の設置がクローズ・アップされている現状を考えると）短期大学のために別の評価基準を設定する必要があるのか、との疑問を懐かされる。短期大学が現在趨勢となっている動きを今後も強めるなら、単に修業年限の短い四年制大学として評価すれば充分ではなからうか。（大学評価委員会委員）</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>短期大学評価基準（案）の基本的な観点を適宜整理した。</p> <p>短期大学については、認証評価制度上、大学とは別途評価基準を作成することが必要。 短期大学評価基準は、その基本的な考え方、構成などは大学評価基準と同様のものとなっているが、短期大学の特徴を踏まえ、大学とは別の規定となっている部分もある。</p>

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応
評 価 の 基 本 的 方 針	<p>（４）自己評価に基づく評価 評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた短期大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す短期大学評価基準及び別に定める自己評価実施要項評価の枠組みに基づき、短期大学が自ら評価を行うことが重要です。</p> <p>評価は、短期大学が行う自己評価の結果(短期大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含むみま)を分析し、その結果を踏まえて実施し行います。</p> <p>なお、機構では、機構の評価を希望する短期大学の自己評価担当者に対し、機構の行う機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法記載などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。</p> <p>（５）ピア・レビューを中心とした評価 短期大学の教育研究活動等を適切に評価するため、短期大学の教員及びそれ以外の者であって短期大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施し行います。</p> <p>（６）透明性の高い開かれた評価 意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った短期大学の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。</p>	<p>「機構の示す評価の枠組みに基づき・・・」(下線は公立大学協会、以下同じ)の「枠組み」が、これ以降の文章には出てこないため、何を指すのが不明である。(公大協)</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>意見の趣旨を踏まえて、文言を修正した。</p>

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応
評価の実施体制等	<p>（１） 評価の実施体制 評価を実施するに当たっては、国・公・私立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会(仮称)(以下「評価委員会という。」)の下に、具体的な評価を実施する行うため、評価実施校の状況に応じた評価部会チームを編成します。 評価部会チームには、各短期大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、評価実施校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者等を配置します。 ただし、評価実施校に係る評価担当者は、当該評価部会チームには配置しません。 評価委員会の委員を含めた評価担当者は、国・公・私立短期大学等の関係団体や、学協会及び経済団体等の関係団体からをはじめ広く推薦を求め、その中から機構の運営委員会、評議員会等の議を経て決定します。</p>		用語の整理及び字句の修正を行った。
	<p>（２） 評価担当者に対する研修 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する行う必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、短期大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。 機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施し行います。</p>	<p>本学が実施している自己評価報告書と今回提示の自己評価報告書案とはかなり隔たりがあり、自己評価担当者に対する研修を十分実施して戴きたい。</p> <p>p 2の大綱では、「評価担当者（評価員）が共通理解のもとで公正適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、短期大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。」となっているが、いつから、どのくらいの期間、どんな方法で実施するのか。（公短協）</p> <p>資料をざっと見た限り、よく検討された案であると思います。資料に記載されているとおり、評価担当者に対して十分な研修が行われ、公平な評価が実施されることを期待します。 （東京工業大学 原子炉工学研究所）</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>実際の運用面に対応することとする。</p>

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応
評価の実施方法等	<p>(1) 短期大学評価基準の内容</p> <p>短期大学評価基準は、短期大学の教育活動等を多面的に評価するために、複数の基準で構成されており、各基準の表題は本評価における評価事項となっています。また短期大学評価基準は、教育を中心とした基準で構成されており、評価事項ごとに、短期大学の教育活動等の状況を考慮し、機構がとめて、各短期大学としてにおいて満たすことが必要と考える内容が規定されています。</p> <p>短期大学評価基準には、全ての短期大学を対象とする評価事項の他、短期大学の希望に応じて評価を実施する評価事項を設けています。具体的には、「正規課程以外の教育サービスの状況」及び「研究目的の達成状況」について、選択的評価事項としています。</p> <p>選択的評価事項のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとします。</p> <p>基準の多くはが、内容をいくつかに分けて規定しきわています。また、各基準ごとに、その内容を踏まえに即して教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。</p> <p>なお、短期大学の目的に照ら即して、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。</p>		字句の修正を行った。

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応
評価の実施方法等	<p>(2) 評価プロセスの概要 評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。 短期大学における自己評価 各短期大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに短期大学の教育活動等の状況を分析し、記述します。各短期大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。 なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、短期大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。 また、各短期大学の優れた点、改善すべき点などを評価し、記述します。</p> <p>機構における評価 () 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、短期大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに分析、整理します。 なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえに即ち基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」の分析の状況及び短期大学が独自に設定した観点を分析の状況を含めて総合した上で、各基準ごとに行うものです。 () 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。 () 短期大学全体として、全ての基準（選択的評価事項を除く。）を満たしている場合に、機関としての短期大学が当機構の短期大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。また、一つでも満たしていない基準があれば、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。 なお、選択的評価事項においては、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの評価ではなく、評価事項に関して各短期大学が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価を実施します。</p>	<p>良く出来た案だと思います。私は、実施可能ではないかと考えます。ただ、資料の用意のために、教職員が膨大なエネルギーを使わなければならないようなことは避けていただくようご配慮下さることを願います。できれば、フォーマットを作ってください、こちらで、簡単に書き込みできるようなものが、できるのでしょうか。 （公短協）</p> <p>「基準を満たしていない」の判定は、具体的には評価担当者がチェックリストで客観的に判断するのは難しいと思うが、点数化するのか。（公短協）</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>自己評価書は、各短期大学が、それぞれの目的に照らして作成されるものであり、適切な根拠資料に基づく分析等が必要。 なお、自己評価書の記述例及び基準ごとの自己評価に必要な根拠資料の例については、自己評価実施要項作成の際に検討し、提示する。</p> <p>具体の判定方法については、今後検討する。</p>

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応
評価の実施方法等	<p>（３） 評価方法 評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める自己評価実施要項に基づき、各短期大学が作成する自己評価書（短期大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含むみず。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。</p> <p>（４） 意見の申立て 評価においては、評価の結果は、が短期大学における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、<u>そ</u>当該結果の正確性を確保し、確定する必要があります。 このため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象短期大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。 基準を満たしていないとの判断定に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立て審査会（仮称）を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。</p> <p>（５） 短期大学評価基準等の変更手続き 機構は、評価を受けた短期大学や評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。 短期大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。</p>		

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応
評価のスケジュール	<p>6～7月</p> <p>機構による説明会等の実施</p> <p>9月末</p> <p>評価の申込及び受付</p> <p>11～12月</p> <p>短期大学の自己評価担当者等に対する研修の実施</p> <p>翌年6月末</p> <p>自己評価書の提出</p>		用語の整理及び字句の修正を行った。
	<p>評価担当者に対する研修</p> <p>7月～翌々年1月</p> <p>機構における評価の実施</p> <p>1月末</p> <p>評価結果案の通知</p> <p>2月</p> <p>意見の申立ての手続</p> <p>3月</p> <p>評価結果の確定</p>	<p>機関別認証評価の仕組み、方法などを説明します。</p> <p>短期大学からの評価の申込を受け付けます。</p> <p>短期大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。</p> <p>短期大学は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。</p> <p>機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会チームにおいて、短期大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を行い、評価結果案を作成します。</p> <p>評価結果案は、短期大学機関別認証評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。</p> <p>機構は、評価結果を確定する前に対象短期大学に通知します。</p> <p>対象短期大学は、機構から通知された評価結果に対して意見がある場合、申立てを行います。</p> <p>機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、短期大学機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。</p> <p>確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、短期大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。</p>	

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応				
評価結果の公表	<p>(1) 評価の結果は、評価報告書により公表します。</p> <p>(2) 評価報告書は、対象短期大学ごとに、対象短期大学及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト(http://www.niad.ac.jp/)への掲載等により、広く社会に公表します。</p>						
情報公開	<p>(1) 機構は、社会と短期大学の双方に開かれた組織であるとともに、短期大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供します。</p> <p>(2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「情報公開法」という。)により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。</p> <p>ただし、短期大学から提出され、機構が保有することとなった行政文書の公開に当たっては、情報公開法に基づき当該短期大学と協議します。</p>						
評価費用の徴収	<p>評価を実施するにあたって、短期大学の規模及び分野に応じた評価手数料を設定し、徴収します。</p> <p>(イメージ)</p> <table data-bbox="252 1459 979 1585"> <tr> <td>基本費用</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1学科(専攻科)当たり</td> <td>円</td> </tr> </table>	基本費用	円	1学科(専攻科)当たり	円	<p>評価費用については予算計上のことがありますので早めに決定して戴きたい。いつ確定するのか。また、追評価の経費はどうなるのか。(公短協)</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>現在、評価費用については検討中である。</p>
基本費用	円						
1学科(専攻科)当たり	円						

	短期大学機関別認証評価実施大綱（案）	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応
評価の時期	<p>(1) 評価は、毎年度1回実施します。</p> <p>(2) 評価を希望する短期大学は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。</p> <p>(3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から5年目以降の年度から申請することとします。(短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学については、この限りではありません。)</p>	<p>評価を希望する大学は、「評価を希望する前年の9月までに(中略)、機構に申請することが必要」とあるが、これは5ページのスケジュール表にある9月末の申込のさらに前年を意味するのかどうか。評価申し込みから評価確定まで18か月必要という意味であれば、そのむねを明白に記載すべきである。</p> <p>大学が自己点検・自己評価を行い、それに基づいて認証評価を受ける際には、相当の準備作業が必要であり、小規模校ほど影響が大きい。認証評価が平成16年度に開始され、方法論が徐々に成熟していくことが予測され、また認証評価が7年に一度義務付けられるとすると、たとえば平成21年度あるいは22年度など、特定の年度に評価を希望する大学が集中することも十分に考えられる。評価の申請をどのように処理するかについて、一定の方針が示されるべきであろう。(公大協)</p>	<p>意見の趣旨を踏まえて、文言の修正を行った。</p> <p>認証評価の申請予定年度等について意向調査を実施。</p>
追評価	<p>短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された評価事項に限定して追評価を受けることができます。</p> <p>この評価において当該評価事項に係る基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。</p>		
変更の届け出	<p>評価基準を満たした短期大学が、その教育活動等の内容教育課程又は教員組織について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします。</p>	<p>p7の評価後の「変更の届出」は、教育課程と教員組織だけとしてあるが、どういう趣旨か。(公短協)</p>	<p>変更の届け出が必要な場合は、教育課程と教員組織だけでなく、学科・専攻科の改組やキャンパスの移転なども含まれ得るものであるため、文言の修正を行った。(具体的にどのような場合に届け出が必要であるかについては、別に定める。)</p>